

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	遠軽町公営住宅関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

遠軽町は、公営住宅に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

遠軽町長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅関係事務
②事務の概要	公営住宅法及び遠軽町町営住宅管理条例に基づき、公営住宅の管理、住宅使用料の賦課、徴収及び収納管理等の事務を行う。 公営住宅に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、公営住宅法、遠軽町町営住宅管理条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 1 収入の申告の受理、審査、応答に関する事務 2 家賃・金銭・敷金及び駐車場使用料の減免申請受理、審査、応答に関する事務 3 家賃・金銭・敷金及び駐車場使用料の決定、徴収に関する事務 4 家賃・敷金・金銭及び駐車場使用料の徴収猶予の申請受理、審査、応答に関する事務 5 入居及び駐車場使用の申込み受理、審査、応答に関する事務 6 同居・承継承認申請の受理、審査、応答に関する事務 7 高額所得者の明渡し請求に関する事務 8 高額所得者の家賃決定・金銭の徴収に関する事務 9 高額所得者の明渡し期限延長申出受理、審査、応答に関する事務 10 収入超過者等への他の住宅あっせんに関する事務 11 収入状況の報告の請求等に関する事務 12 条例で定める事項に関する事務
③システムの名称	公営住宅管理システム、団体内宛名統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理ファイル・入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 27の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	経済部建設課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	遠軽町総務部情報管財課 〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 電話0158-42-4271

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	遠軽町総務部情報管財課 〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 電話0158-42-4271
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、手作業が介在するいずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 内野 清一	課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年5月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策		追加	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一19項	番号法第9条第1項 別表 27の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第18条各号	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 31項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 53の項	事後	
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	

